（統計委員会令の一部改正）

第三条　統計委員会令（平成十九年政令第三百号）の一部を次のように改正する。

第三条中「（総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）第十四条第二号に掲げる事務を分掌するものに限る。）」を削る。

（恩給審査会令の一部改正）

第四条　恩給審査会令（平成二十一年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第六条中「（総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）第十四条第四号に掲げる事務を分掌するものに限る。）」を削る。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年七月十三日

総務大臣　野田　聖子
内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百十号

健康保険法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百十五条第二項（同法第百十五条の二第二項及び第百四十九条において準用する場合を含む。）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第八十三条第二項（同法第八十四条第二項において準用する場合を含む。）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第六十条の二第二項（同法第六十条の三第二項において準用する場合を含む。）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第五十七条の二第二項（同法第五十七条の三第二項において準用する場合を含む。）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第六十二条の二第二項（同法第六十二条の三第二項において準用する場合を含む。）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第八十四条第二項（同法第八十五条第二項において準用する場合を含む。）、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十一条の二第二項において準用する同法第五十一条第二項及び同法第六十一条の二第二項において準用する同法第六十一条第二項並びに健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法第五十一条の二第二項において準用する同法第五十一条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（健康保険法施行令の一部改正）

第一条　健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第五項中「又はその被扶養者が療養」を「（法第七十四条第一項第三号の規定が適用される者である場合を除く。）又はその被扶養者が療養」に改める。

第四十二条第一項第五号中「第三項第三号」を「第三項第五号」に改め、同条第三項第一号中「第四号」を「第六号」に改め、同項第四号中「第四十三条の三第二項第四号」を「第四十三条の三第二項第六号」に改め、「第二号」の下に「から第四号まで」を加え、同号を同項第六号とし、同項第三号中「前号」を「前三号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号中「又は第百十条第二項第一号ニ」を削り、「適用される者」の下に「であって療養のあった月の標準報酬月額が五十三万円未満の被保険者又はその被扶養者」を加え、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二　法第七十四条第一項第三号の規定が適用される者であって療養のあった月の標準報酬月額が八十三万円以上の被保険者又はその被扶養者　二十五万二千六百円と、第四十一条第三項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が八十四万二千円に満たないときは、八十四万二千円）から八十四万二千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあっては、十四万百円とする。

三　法第七十四条第一項第三号の規定が適用される者であって療養のあった月の標準報酬月額が五十三万円以上八十三万円未満の被保険者又はその被扶養者　十六万七千四百円と、第四十一条第三項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が五十五万八千円に満たないときは、五十五万八千円）から五十五万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあっては、九万三千円とする。

第四十二条第四項第四号中「前項第三号」を「前項第五号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号中「前項第三号」を「前項第五号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「前項第二号」を「前項第四号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二　前項第二号に掲げる者　十二万六千三百円と、第四十一条第四項に規定する合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が四十二万千円に満たないときは、四十二万千円）から四十二万千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあっては、七万五十円とする。

三　前項第三号に掲げる者　八万三千七百円と、第四十一条第四項に規定する合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が二十七万九千円に満たないときは、二十七万九千円）から二十七万九千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあっては、四万六千五百円とする。

第四十二条第五項第一号中「一万四千円」を「一万八千円」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「第三項第三号又は第四号」を「第三項第五号又は第六号」に改め、同号を同項第二号とし、同条第六項第三号中「一万四千円」を「一万八千円」に、「七千円」を「九千円」に改め、同条第七項第二号中「二まで」を「へまで」に改め、同号ニ中「第三項第四号」を「第三項第六号」に改め、同号ニを同号へとし、同号ハ中「第三項第三号」を「第三項第五号」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ロ中「第三項第二号」を「第三項第四号」に、「このロ」を「このニ」に改め、同号ロを同号ニとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　第三項第二号に掲げる者　二十五万二千六百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあっては、十二万六千三百円）と、第四十一条第一項第一号イからへまでに掲げる額に係る特定疾病給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が八十四万二千円（七十五歳到達時特例対象療養に係